

# 新設分割契約に関する事前開示書類

令和6年10月1日

株式会社マネーフォワード

令和6年10月1日

各位

東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F  
株式会社マネーフォワード  
代表取締役社長 辻 庸介

新設分割契約に関する事前開示書面

(会社法第803条第1項及び同法施行規則第205条に基づく開示事項)

株式会社マネーフォワード（以下「当社」といいます。）は、2024年6月25日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2024年12月2日をもって、当社の Money Forward X ドメインにおいて展開する事業（パートナーとの共創により金融関連サービスを提供する事業をいいます。）の権利義務を、新たに設立する株式会社マネーフォワードエックス（住所：東京都港区芝浦三丁目1番21号。以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を実施することといたしました。

当社が、本分割に関して会社法第803条第1項及び同法施行規則第205条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

- 1 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）  
本新設分割計画書の内容は別紙のとおりです。
- 2 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号イ）
  - (1) 交付する株式数に関する事項（会社法第763条第1項第6号）  
新会社は、本分割に際して100株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。
  - (2) 資本金及び準備金の額に関する事項（会社法第763条第1項第6号）

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

- 3 会社法763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

該当事項はありません。

- 4 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はありません。

- 5 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号及び第5号）

該当事項はありません。

- 6 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

- (1) 株式会社クラビスとの間の吸収合併

当社及び株式会社クラビスは、2024年5月16日付で、分割会社を吸収合併存続会社、株式会社クラビスを吸収合併消滅会社、2024年12月1日を効力発生日とする吸収合併に関して吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約に基づく吸収合併により、当社は、株式会社クラビスの権利義務全部を承継する予定です。

- (2) マネーフォワードケッサイ株式会社との間の吸収分割

当社及びマネーフォワードケッサイ株式会社は、2024年8月23日付で、当社を吸収分割会社、マネーフォワードケッサイ株式会社を吸収分割承継会社、2025年3月1日を効力発生日とする吸収分割に関して吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割により、当社は、当社の事業者向けにカードやウォレット払いなど、多様な決済手段を提供する『マネーフォワード Pay for Business』を中心としたFintech関連事業に関する権利義務を承継会社に承継させる予定です。

- (3) 三井住友カード株式会社との間の合併事業に関する最終契約の締結

当社及び三井住友カード株式会社（以下「SMCC」といいます。）は、2024

年 9 月 26 日付で、両社の合弁事業に関し、PFM サービス『マネーフォワード ME』を含む当社が個人向けに展開する Money Forward Home ドメイン事業を会社分割により承継させた新設子会社につき、①当社から SMCC に対する新設子会社の株式の一部譲渡（以下「本譲渡」といいます。）並びに②新設子会社による SMCC に対する第三者割当増資による株式発行及び SMCC による当該株式の引受け及び払込み（以下「本出資」といいます。）によって、SMCC が新設子会社の株式の 49%を取得する内容の最終契約を締結しました。

① 本譲渡の概要

(1) 譲渡先	SMCC
(2) 譲渡前の所有株式数	0 株
(3) 譲渡株式数	140,000 株
(4) 譲渡価額	14,000 百万円
(5) 譲渡後の所有株式数	140,000 株
(6) 譲渡価額の算定根拠	当社は、第三者機関であるみずほ証券株式会社（東京都千代田区）に株式価値算定を依頼し、算定方法として DCF 法を採用しました。当社は当該第三者算定機関による株式価値評価額を参考として、その算定結果のレンジ内で新設子会社の株式価値（本出資前）を 33,800 百万円としております。

② 本出資の概要

(1) 割当先	SMCC
(2) 発行新株式数	普通株式 50,000 株
(3) 発行価額	1 株あたり 100,000 円
(4) 発行価額の総額	5,000 百万円
(5) 払込期日	2024 年 12 月
(6) 増加する資本金及び資本準備金	資本金：2,500 百万円 資本準備金：2,500 百万円
(7) 発行価額の算定根拠	上記「①本譲渡の概要（6）譲渡価額の算定根拠」に記載のとおりです。
(8) 調達資金の用途	新設子会社の事業成長を実現するための資金に充当する予定です。

③ 本譲渡及び本出資の日程

本譲渡の実行日	2024 年 11 月
本出資の払込日	2024 年 12 月

- 7 新設分割が効力を生ずる日以後における当該新設分割株式会社の債務及び新設分割設立会社の債務（当該新設分割株式会社が新設分割により新設分割設立会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2023 年 11 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本分割の効力発生後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の見込みについて

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

(別紙)

## 新設分割計画書

株式会社マネーフォワード（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社マネーフォワードエックス（以下「新会社」という。）に対し、当社の営む金融機関向けのサービス事業「Money Forward X」（以下「本事業」という。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（新会社の定款記載事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。

### 第2条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

1. 新会社の設立時取締役は以下のとおりとする。

本川 大輔

新井 英明

亥子 友基

2. 新会社の設立時監査役は以下のとおりとする。

渡邊 裕大

### 第3条（承継する権利義務）

当社は、本成立日（第6条に定義する。）をもって、新会社に対し、別紙2記載の資産、債務、契約その他の権利義務を承継する。なお、債務及び義務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第4条（本分割に際して交付する株式の種類及び数）

新会社は、当社に対し、本分割に際して、普通株式100株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当てる。

### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

(1) 資本金の額 金1億円

(2) 資本準備金の額 金0円

第6条 (新会社の成立の日)

新会社の成立の日(以下「本成立日」という。)は、2024年12月2日とする。但し、当社は、手続の進行に応じて必要があるときは、本成立日を変更することができる。

第7条 (簡易分割)

当社は、会社法第805条の定めに従い、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行うものとする。

第8条 (競業避止義務)

当社は、本分割にかかわらず、新会社が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を一切負わないものとする。

第9条 (本計画の変更等)

当社は、本計画作成後本成立日に至るまで、天災地変その他の事由により当社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は、本分割を中止することができるものとする。

第10条 (本計画に定めのない事項)

本計画に定める事項の他、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以 上

本計画を証するため、本書を作成する。

2024年6月25日

東京都港区芝浦 3-1-21  
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F  
株式会社マネーフォワード  
代表取締役 辻 庸介

(別紙1) 定款

株式会社マネーフォワードエックス 定款

2024年 12月 2日 登記

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マネーフォワードエックスと称し、英文では Money Forward X, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット、携帯情報端末のウェブサイトの企画、制作及び運営並びにそれらの受託
- (2) インターネットを利用した各種情報提供サービス、ポイントサービス、データ、データ分析に関する企画、設計、作成、開発、構築、販売、運営及びそれらの受託
- (3) インターネット、携帯情報端末等を活用した広告及び通信販売に関する企画、立案、作成及び運営並びにそれらの受託
- (4) IT システムの構築及び運用並びにそれらの受託
- (5) コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェア・ハードウェアの研究、企画、設計、開発、販売、レンタル、リース及び保守並びにそれらの受託
- (6) 書籍、雑誌その他の印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
- (7) 映像、音声コンテンツの企画、制作及び販売
- (8) 講演会、シンポジウム、セミナー等の企画、立案及び運営並びにそれらの受託
- (9) 経営、人事、販売促進、経理、給与、労務、総務等のコンサルティング業務及び事務代行業務
- (10) ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポート
- (11) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
- (12) 求人及び求職情報提供サービスの企画、運営及び管理
- (13) 国内外の有価証券、外国為替、ファンド、不動産、デリバティブ取引、商品先物取引及び匿名組合等への投資、運用及び管理

- (14) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業
- (15) 信用調査及び市場調査に関する業務
- (16) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品仲介業
- (17) 確定拠出年金運営管理業並びに確定拠出年金の導入支援、企画、コンサルティング及びサポート業務
- (18) 銀行代理業
- (19) 電子決済等代行業
- (20) 前払式支払手段の発行業務及び資金移動業
- (21) 損害保険の代理業並びに生命保険及び少額短期保険の募集
- (22) 収納代行業、集金代行業及び支払代行業
- (23) 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業並びに電力小売り事業
- (24) 不動産の所有、売買、賃貸借及び管理並びにそれらの仲介及び斡旋
- (25) 旅行業及び旅行業者代理業
- (26) ファイナンシャルプランニング業務並びにその仲介及び斡旋
- (27) 住宅ローン、相続に関する助言及びコンサルティング並びにそれらの仲介及び斡旋
- (28) 銀行、貸金、証券、保険分野における金融サービス仲介業
- (29) 銀行業、協同組織金融業、貸金業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業、信託業等の金融業全般における上記各種金融機関の代理、媒介、仲介、募集及び取次に関する業務
- (30) 割賦販売業、ローン提携販売業及び信用購入あっせん業並びにクレジットカード取扱業
- (31) 電気通信事業
- (32) 前各号に関するコンサルティング業務
- (33) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権

を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、1 名とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は毎年 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 36 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(期末配当金等の除斥期間)

第 37 条 期末配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金には利息をつけない。

## 第 7 章 附 則

(設立時役員、設立時本店、設立時発行株式の数、成立後の資本金の額等)

第 38 条 当社の設立時の取締役、監査役及び代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 本川 大輔

設立時取締役 新井 英明

設立時取締役 亥子 友基

設立時監査役 渡邊 裕大

設立時代表取締役 本川 大輔

2. 当社の設立時の本店は、東京都港区とする。
3. 当社の設立時発行株式の数は、100 株とする。
4. 当社の成立後の資本金の額は、金 1 億円とする。
5. 当社の成立後の資本準備金の額は、金 0 円とする。

(最初の事業年度)

第 39 条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から 2025 年 11 月 30 日までとする。

(定款の定めのない事項)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(定款の施行日)

第 41 条 本定款は、株式会社マネーフォワードの営む金融機関向けのサービス事業「Money Forward X」に関する権利義務を分割して設立する株式会社マネーフォワードエックスにつき作成したものであって、新設分割の効力が生じた日からこれを施行するものとする。

(別紙2) 承継対象権利義務明細表

## 承継対象権利義務明細表

効力発生日において本分割によって新会社が当社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該当社の権利義務のうち、本分割によって新会社に承継させるために、第三者の同意又は承認等が必要となる場合(同意又は承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。)であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

### 1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本事業に関連する以下の資産。

#### (1) 流動資産

現金預金、貯蔵品、前払費用、その他の流動資産(当該終了時において発生済みの売掛金等の金銭債権を除く。)

#### (2) 固定資産

建物、構築物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品等の有形固定資産(建設仮勘定を含む。)、電話加入権及びソフトウェア、ノウハウ等の無形固定資産(ソフトウェア仮勘定を含む。)、並びに敷金・保証金、長期前払費用等の投資その他の資産

### 2. 債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務のうち、専ら本事業に関連する以下の負債及び債務。

#### (1) 流動負債

未払費用、預り金、前受金、その他の流動負債(当該終了時において発生済みの買掛金等の金銭債務を除く。)

#### (2) 固定負債

資産除去債務等の固定負債

### 3. 契約

- (1) 本事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。
- (2) 前号にかかわらず、本事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位

及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

#### 4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新会社に承継されない。当社は、効力発生日において本事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新会社に向させ、以後、新会社において本事業に従事させる。

以上